

ごみステーションの設置基準が変わります

令和元年 6月1日から

**住宅の計画戸数4戸以上の開発行為等を行う場合、
ごみステーションの設置が必要となります！**

- 計画戸数4戸～9戸の場合において敷地内に設置が困難なときは、近隣のごみステーションの利用について町内会等の承諾を得るように努めてください。
- 10戸以上の開発行為等については、従来通りの設置基準を適用

※令和元年6月1日施行の春日井市ごみステーション設置要綱の改正に伴い、
次の事項も変更となりました。

ごみステーションの維持管理

利用者が行う → 利用者と管理者が協力して行う

ごみの排出について

規定なし → 自ら維持管理するごみステーションへ
排出するよう努める

ごみステーションは設置後の維持管理が重要です。

分別方法や排出日等のマナーが守られていないごみステーションは、衛生的な環境を維持することが困難になります。排出マナーを守り、衛生活化に努めてください。

また、カラスや野良猫等によるごみの散乱を防ぐため、防鳥用ネットやごみボックスを適切に使用するようしてください。

※防鳥用ネットは市が無償貸与いたします。ごみボックスについては、購入費補助制度があります。詳細は清掃事業所までお問合せください。

お問合せ先 春日井市環境部清掃事業所 清掃業務担当 TEL：0568-84-3211